特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	特別医療費助成事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大山町は、特別医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

大山町長

公表日

令和8年7月8日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別医療費助成事務
②事務の概要	大山町特別医療費助成条例及び大山町特別医療費助成条例施行規則に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、特定疾病対象患者、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）、児童を扶養しているひとり親の医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令により被保険者等が負担することとなる医療費について、全額又はその一部を助成するものである。 ・受給資格申請の受付、認定、証発行事務 ・資格変更に関する届出の受付、登録情報変更、証発行業務 ・資格証再交付申請に基づく証の再交付事務 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、大山町は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	特別医療システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub（PMH）

2. 特定個人情報ファイル名
特別医療費受給者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条、第19条第6号 別表8,56,65,117,131の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合福祉課
②所属長の役職名	総合福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大山町役場総合福祉課　鳥取県西伯郡大山町御来屋467番地　電話0859（54）5231

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大山町役場総合福祉課　鳥取県西伯郡大山町御来屋467番地　電話0859（54）5231

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月8日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月8日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特別医療費助成事務では、上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	大山町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大山町役場総務課　鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地　電話0859(54)3111	大山町役場総合福祉課　鳥取県西伯郡大山町御来屋467番地　電話0859(54)5231	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大山町役場総務課　鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地　電話0859(54)3111	大山町役場総合福祉課　鳥取県西伯郡大山町御来屋467番地　電話0859(54)5231	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年1月1日　時点	令和7年9月1日　時点	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年1月1日　時点	令和7年9月1日　時点	事後	評価の再実施によるもの
令和8年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	大山町特別医療費助成条例及び大山町特別医療費助成条例施行規則に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、特定疾病対象患者、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)、児童を扶養しているひとり親の医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令により被保険者等が負担することとなる医療費について、全額又はその一部を助成するものである。 ・受給資格申請の受付、認定、証発行事務 ・資格変更に関する届出の受付、登録情報変更、証発行業務 ・資格証再交付申請に基づく証の再交付事務	大山町特別医療費助成条例及び大山町特別医療費助成条例施行規則に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、特定疾病対象患者、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)、児童を扶養しているひとり親の医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令により被保険者等が負担することとなる医療費について、全額又はその一部を助成するものである。 ・受給資格申請の受付、認定、証発行事務 ・資格変更に関する届出の受付、登録情報変更、証発行業務 ・資格証再交付申請に基づく証の再交付事務 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、大山町は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	特別医療システム、統合宛名システム、中間サーバー	特別医療システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和8年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表8,56,65,117,131の項	番号法第9条、第19条第6号 別表8,56,65,117,131の項	事前	